

廃炉発官R2第27号  
令和2年6月3日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所第5号機  
復水前置ろ過器増設工事に係る使用前検査申請書の取り下げについて

平成22年12月17日付け総官発22第354号により申請及び平成23年2月4日付け総官発22第417号により申請（平成24年3月16日付け総官発23第426号及び平成24年7月25日付け総官発24第109号で申請書の記載内容変更、平成26年1月31日付け原管発官25第722号で使用前検査の中断を申請）しました福島第一原子力発電所第5号機復水前置ろ過器増設工事に係る使用前検査申請につきましては、以下の理由により取り下げることと致します。

福島第一原子力発電所第5号機については、平成25年12月18日付け総官発25第209号をもって電気事業法第9条第1項の規定に基づく電気工作物変更届出を経済産業大臣に対して行い、平成26年1月31日付けで廃止となりました。

これに伴い、前記使用前検査申請における検査未了設備は、機能を維持すべき設備に該当しないことから、前記使用前検査申請について取り下げることと致しますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、平成26年1月31日付け原管発官25第722号の「1. 中断する使用前検査」に記載の申請日「平成23年3月16日付け総官発23第426号」については、「平成24年3月16日付け総官発23第426号」の誤りです。